○法務省告示第四十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月六日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表日栄インテック株式会社の項中「塗装」の下に「、電気機器組立て」を、音頭金属株式会社の項中「溶接」の下に「、塗装」を加え、同表に次のように加える。

菊川工業株式会社	東京都墨田区菊川二丁目十八番十号	工場板金
信和建設株式会社	大阪府大阪市淀川区十三本町一丁目十二番十五号	鉄筋施工
日本フッソ工業株式会社	大阪府堺市美原区木材通二丁目四番六号	塗装
中央工業株式会社	広島県東広島市西条吉行東一丁目六番四十六号	鍛造
中央発条工業株式会社	大分県日田市大字十二町五百三番地	金属プレス加工

第二号ロの表に次のように加える。

山藤総業株式会社	宮城県仙台市若林区若林三丁目十五番四号	とび
株式会社東洋鉄筋	宮城県仙台市泉区松森字斎兵衛二番地の三	鉄筋施工
ミズノシーフーズ株式会社	宮城県石巻市魚町二丁目一番地の一	非加熱性水産加工食品製造業
株式会社鈴木ダイカスト製作所	埼玉県羽生市東三丁目二十一番十一号	ダイカスト
株式会社齋藤組	千葉県松戸市栄町四丁目二百四十八番地の四	建築大工
有限会社ユウアイ	千葉県勝浦市興津六百三十一番地七	建築大工
有限会社ウッデイ伊藤	千葉県白井市池の上二丁目十二番八号	建築大工
株式会社金子工業所	神奈川県横浜市戸塚区矢部町九百三十九番地	配管
株式会社ＤＡＯ．ＣＣ	神奈川県川崎市多摩区宿河原六丁目三十三番三号メランジェ・パオ百二	型枠施工
山口ダイカスト	長野県上田市真田町長二百八十九―一	ダイカスト
有限会社山本建築	静岡県浜松市北区引佐町渋川四千二百八十三番地	建築大工
株式会社清伸	静岡県富士市中野四百九十九番地の十八	型枠施工、建築大工
株式会社双立	大阪府堺市美原区太井六百五十五番地	ダイカスト
太盛工業株式会社	大阪府寝屋川市池田北町二十六番一号	プラスチック成形
株式会社サナ流通	兵庫県尼崎市次屋三丁目十九番三十三号	工業包装
株式会社北岡組	徳島県美馬市美馬町字妙見六十七番地二	建設機械施工
株式会社モリテック	熊本県合志市福原三千百二十二番地十一	鉄筋施工

○外務省告示第四十一号

平成二十六年一月二十三日にヌアクショットで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億二千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　吉田潤在モーリタニア大使

モーリタニア側　シディ・ウルド・ターハ経済・開発大臣

平成二十六年二月六日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第百七十三号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月六日　農林水産大臣　林　芳正

表一三浦横須賀の項中「及び三浦市」を「、三浦市及び三浦郡葉山町」に改める。

表二美瑛の項を削り、同表いわての項中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加える。

表三三浦横須賀の項中「及び三浦市」を「、三浦市及び三浦郡葉山町」に改め、同表知多の項中「常滑市」の下に「、東海市」を、「大府市」の下に「、知多市」を加える。

表四岩手中央の項中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加える。

表八北岩手の項中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加え、「山田町、」を削る。

表十一岩手中央の項中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加える。

表十二館林の項を次のように改める。

邑楽館林	群馬県館林市及び邑楽郡板倉町

表十二尾道の項を削る。

表十三つばめの項を削り、同表田辺の項を次のように改める。

京やましろ	京都府城陽市、八幡市、京田辺市及び久世郡

表十四吉野川流域の項中「並びに」を「及び」に改め、「及び上板町」を削る。

表十五北総の項の次に次のように加える。

山武北部	千葉県東金市、山武市及び山武郡芝山町
印旛	千葉県八街市及び富里市

表十八太田の項の次に次のように加える。

山武	千葉県東金市、山武市、大網白里市並びに山武郡九十九里町及び芝山町